平成２３年（フ）第１０５号
鹿児島県鹿児島市新屋敷町15番13号　横喜ビル301号
債務者　肥後　房子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２３年（フ）第２４号
鹿児島県奄美市名瀬長浜町14番14号
債務者　吉元美和子（旧姓喜野）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月16日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２３年（フ）第５７号
秋田市土崎港相染町字中谷地71番地11
債務者　大原　美穂（旧姓中山）
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８号
長野県埴科郡坂城町大字南条816番地２
債務者　小見山千一
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２３年（フ）第４１号
長野県松本市大字里山辺1686番地４　セゾンフジマル102号、前住所長野県松本市大字芳川小屋647番地100　西村ハイツＣ―203
債務者　中村　香織
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第６８号
長野県東筑摩郡山形村4727番地11
債務者　清水みち江
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第７１号
長野県松本市桐２丁目４番24号　プチメゾンひろ106号
債務者　佐藤　春夫
1　決定年月日時　平成23年３月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　長野地方裁判所松本支部

平成２３年（フ）第１８３号
京都市伏見区醍醐上端山町１番地18
債務者　田中　和子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８４号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１　市営団地１―204
債務者　玉井　勝利
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８５号
京都市右京区嵯峨広沢御所ノ内町30番地１　市営団地１―204
債務者　玉井　真弓
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２２７号
京都市伏見区向島清水町47番地１　向島市営住宅11―３棟202号
債務者　西山こと山住常子こと　崔　　順愛
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４０号
京都市右京区西京極西川町53番地
債務者　水谷　貞子
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第２４５号
京都府宇治市槇島町北内49番地の１
債務者　福山　　薫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３１２号
京都市右京区太秦乾町28番地の２、住民票上の住所京都市右京区太秦乾町28番地12
債務者　石井　　裕
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２１号
京都市西京区大枝西新林町２丁目１番地　６棟704号
債務者　川端　康弘
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２６号
京都府宇治市小倉町南堀池110番地の52　ミナージュ・宇治101号
債務者　松岡　隆司
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３４１号
京都市下京区西七条御領町31番地
債務者　稗　　定夫
1　決定年月日時　平成23年３月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月17日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係